**2018年第3回定例会　代表質問**

**日本共産党港区議員団　熊田　ちづ子**

**１．安倍内閣の憲法第９条改正を中止させるためにです**

 安倍首相は、自民党総裁選挙への３選出馬表明の記者会見を、「ＮＨＫ大河ドラマ」の鹿児島県桜島をバックに行いました。マスコミも大々的に報道、特にＮＨＫは、生中継で政治部記者もまじえて、安倍首相の実績や今後の決意などを絶賛しました。マスコミの報道姿勢に異常さを感じた国民も多いと思います。

　安倍首相は、この出馬表明で、「新しい国造りをすすめる」と公言し、この間の記者会見などでも、憲法９条を書きかえることを何度も表明し、「次の国会に自民党の改正案を示す」とも発言しています。憲法９条改訂へ今まで以上に前のめりになっています。

　一方総裁選に出馬表明した石破元幹事長は、憲法９条２項を削除する改憲案を提示し、どちらの候補も憲法改訂を大きく押し出して、マスコミも総動員して国民世論形成に躍起となっています。

　日本共産党の小池晃書記局長は、「安倍首相は国政選挙で、国民に対して改憲をほとんどまともに語ってこなかった。党内の総裁選では一転して正面から掲げて争点化し、それを国会と国民に押し付けることは許されない」と批判しました。

　また小池氏は、自民党麻生派が安倍首相に、来夏の参院選前に国民投票を実施するよう要請し、首相が「基本的な考え方は全く同じだ」と応じたことに触れ、「総裁選で“安倍氏圧勝”と報じられる一方で内閣支持率は５割を切り、世論調査では秋までの改憲案提出に『反対』が４９％（８月、共同通信）に上っている」と指摘。「自民党の国会議員は改憲派ばかりだ。国民の意識と乖離（かいり）した集団による総裁選の結果で、改憲が（国民に）信任されたなどと言うことは到底許されない」と強調しました。

　区長は、憲法尊重擁護義務をおっているわけで、憲法を守る立場で安倍首相と政府・与党に対して、憲法を守るよう要請すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

憲法改正については、憲法第９６条の規定にしたがい、国会が発議し、国民投票に付されてなされるものであることから、ご質問のような要請をすることは考えておりませんが、今後も、区といたしまして、区民の憲法への意識を深め、憲法の大切さを訴える取組を重ねてまいります。

**２．核兵器禁止条約・ヒバクシャ国際署名についてです**

　8月4日から6日まで広島で開催された「原水爆禁止2018年世界大会」に港の代表団の一人として参加をしてきました。

被爆者の証言や原爆資料館での多くの原爆遺品、広島の高校生が被爆者の証言を聞きその証言を絵にするという活動の経験などを通して改めて核兵器の無差別性・残虐性を強く感じました。

広島の平和式典では松井市長が「核兵器条約の発効に向けて日本政府に役割を果たしてほしい」と述べ、長崎では田上市長が日本政府に対して「核兵器禁止条約に賛同し、世界を非核化に導く道義的責任を果たすことを求める」とした平和宣言をおこないました。

長崎の平和式典に参加した国連のグテレス事務総長は「長崎を核兵器の惨害を受けた地球上で最後の場所にするよう決意しみなさんとともに努力しますと」とあいさつしました。被爆者との懇談の中でもグテレス事務総長は「みなさんと連帯するためにここに来ました。同じ悲劇を2度と起こしてはいけない。一緒に世界にメッセージを伝えていきます。」と述べました。これに対し核兵器禁止条約には一切触れず、戦争被爆国でありながら核兵器禁止条約に背を向け続けている安倍首相へは怒りでいっぱいです。

あの地獄を生き延びた被爆者の方の平均年齢は82歳を超え高齢化が進んでいます。「生きているうちに何としても核兵器のない世界を実現したい」その想いから2016年に広島と長崎の被爆者たちが始めた「ヒバクシャ国際署名」を2020年までに世界中で数億の署名を集めることを目標としています。

私たちはこれまでも区長に「ヒバクシャ国際署名」に署名し区民へ呼びかけるよう求めてきました。

区長は２０１７年の第３回定例会で「核兵器廃絶を目指したヒロシマナガサキ議定書に２０１０年に賛同署名をしているので、署名はしない」と答弁しましたが、国連での核兵器禁止条約の採択を受け、核兵器廃絶をめぐる情勢は大きく前進しています。「ヒバクシャ国際署名」は873万人が署名し、そのうち知事や自治体首長の署名が1，132名になっています。港区が毎年長崎に派遣している「港区平和青年団」も高校生平和大使が取り組む核兵器廃止署名に署名しています。一日も早い核兵器のない世界を実現するために

１）国連で採択された「核兵器禁止条約」に平和都市宣言をしている区長として支持表明を行うこと

２）新たに取り組まれている広島と長崎の被爆者たちが始めた「ヒバクシャ国際署名」に署名し区民に署名を呼びかけること。

３）区のホームページからも「ヒバクシャ国際署名」用紙がダウンロードできるようにすること答弁を求めます。

【答弁】

（１）核兵器禁止条約に支持表明を行うことについて

区が加盟しております平和首長会議は、昨年の第９回総会において、核兵器禁止条約の採択を歓迎し、核兵器のない世界の実現に向けて邁進する趣旨の「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」と「ナガサキアピール」を採択し、区も賛同いたしました。

引き続き、平和都市宣言をしている区として、平和首長会議に加盟する全世界の都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

（２）「ヒバクシャ国際署名」に署名し、区民に署名を呼びかけることについて

お尋ねの署名については、核兵器廃絶を目指した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に平成２２年に首長として賛同署名をしていることから、重ねて署名することは考えておりません。

区民に署名を呼びかけることについては、平和の取組の一つとして、区のホームページで「ヒバクシャ国際署名」を区民に紹介し、広く周知しております。

３）区のホームページから署名用紙がダウンロードできるようにすることについて

「ヒバクシャ国際署名」の署名用紙が入手しやすくなるように、区のホームページからダウンロードできるようにしてまいります。

**３．指定管理者制度について　公金の不適切な取扱いについてです。**

指定管理者の公金の不適切な扱いについては２０１８年度予算特別委員会の総括質問、第２回定例会の一般質問で取り上げてきました。４９万円の売り上金の紛失が１年３ヶ月も区に報告されなかったこと、事業者の領収書以外に市販の領収書が存在し、その領収書が使われた形跡があることなどを指摘し、区として全容解明と再発防止を求めました。

事実関係の調査については調査報告書を７月までにはまとめると答弁していましたが、報告書の提出は大幅に遅れました。その理由として新たな内部告発があり再調査が必要になったこと。その結果合計で９７４，５００円の計上漏れが判明したことを挙げています。報告書では「今回判明した売り上げ計上漏れについては追加納付を行うことによって、区は適正な収入を得ることとなり、区として最終的に損害を被ることはない」と、まったくひどい内容です。

内部告発がないと問題点の把握ができない状況は大問題で、区として指定管理者の管理そのものが問われています

9月5日の建築常任委員会に報告されましたが、委員会で報告すれば終わりという内容ではありません。

再びこうしたことが起きないためにも今回のことはきちんと検証すべきです。

１）弁護士や公認会計士などの専門家を入れた第３者機関を立ち上げて調査をおこない、きちんとした報告書を作成すること。

２）今回の事件を教訓に指定管理者が法令遵守と、区との協定どおりに業務しているか、悉皆調査をすること。

答弁を求めます。

【答弁】

（1）第三者機関による調査について

区は、平成２９年１０月から平成３０年７月にかけて、不適切な会計処理のあった指定管理者に対して、事実関係のヒアリングや収入関係書類の突合などの調査を厳密に実施をいたしました。

このため、第三者機関による調査は考えておりませんが、指定管理者による再発防止策を徹底し、区としても指定管理者の監視を強化することにより、適切な管理運営を実現してまいります。

（２）指定管理者の法令遵守と業務内容の調査について

　区は、今回の事例を重く受け止め、本年４月に実施の指定管理者等を対象とした「港区危機管理基本マニュアル」に関わる説明会等において、公金の適切な取扱いや危機管理上の報告体制について指導いたしました。

引き続き、月次報告のモニタリングの中で、法令や協定等に従って施設の管理運営が適切に行われていることを確認してまいります。

**４．入札制度の改善についてです。**

 区は、工事請負契約の入札制度で予定価格を事前公表しています。この間の工事請負契約の落札率を見ると、電気工事以外の施設建設などでは、９８％とか９９％台がほとんどといっていいほどです。

　こうした落札について区民目線から見れば、「どう見てもおかしい」と思うはずです。

　私たちは以前から、予定価格の事前公表を非公表にするなどの見直しを提起してきました。入札制度の透明性と公平性をより担保するためにも、予定価格の事前公表を見直すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

　区では、入札・契約手続きにおける透明性の確保と情報漏えい等不正防止の観点から、工事請負契約の予定価格の事前公表を導入し、公正性の高い制度を確立しております。

　入札においては、最新の労務単価及び資材単価による適正な積算に基づき予定価格を設定するとともに、積算内訳書の提出を義務付け、事前公表の弊害として指摘されている適切な積算を行わない不良不適格な事業者の参加を防止しております｡

　今後も、入札における公正性の観点から、適正な予定価格を設定し、事前公表を継続するとともに、より公平・公正な入札制度の運用に努めてまいります。

**５．生活保護世帯等へのエアコン設置助成についてです。**

日本共産党区議団は8月9日に「熱中症に関する６項目の緊急対策の申し入れ」を行いました。

気象庁が「いのちに関わる危険な暑さ」「災害と認識」と述べている今年の猛暑によって熱中症の深刻な被害が広がっています。東京消防庁管内での熱中症による6月以降の救急搬送人数（速報値）は7月22日時点で3，317人に上ります。
　東京都監察医務院がまとめたデータによれば、6月1日から7月26日までの特別区における熱中症による死亡者は８５人ですが、そのうち７１人が６５歳以上です。屋内で死亡された６８人の中で、２３件はクーラーなし、クーラーがあった４５件のうち４３件は使用していませんでした。

港区内でも７月（７月１日～２９日）だけで８６人が救急搬送されています。港区はホームページで「熱中症に注意しましょう」との啓発記事を掲載し、「冷房と扇風機を上手に使いましょう」とエアコンの使用を呼びかけています。

区民の命と安全を守るために、

１）６月２７日の厚労省通知に該当する生活保護利用者に、その内容を周知徹底

し、必要な対象世帯には可及的速やかにエアコンを設置すること。

２）４月以前の生活保護利用者にも、エアコン設置を認めるよう、国に対し緊急

の要望を行うこと。区として緊急事業として行うこと。

３）荒川区が行っている「酷暑から命を守る緊急対策」（６５歳以上の高齢者世

　帯、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者、要介護４以上の

認定を受けている方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯）を参考にエアコン

設置助成事業を港区でも実施すること。

４）社会福祉協議会が行っている「生活福祉資金」を生活保護利用者がエアコン

　を設置する際の貸し付けがスムーズにすすむよう援助すること。

５）生活保護利用者の夏季のエアコン利用による電気代相当額を、港区独自の

　法外援護費として支援すること。

６）エアコン未設置の学校体育館には、早急にエアコンを設置すること。

答弁を求めます。

【答弁】

（１）生活保護世帯への設置について

生活保護法による保護の実施要領の改正により、本年４月１日以降に保護を開始した高齢者等のうち、対象となるのは２世帯であり、すでにエアコン購入費用を支給しております。

（２）国に対する要望について

区は、これまで熱中症予防に配慮を必要とする方がいる生活保護世帯へのエアコン購入費用の支給について、東京都を通じ、平成26年度から国に要望しております。

区として、今回の生活保護の実施要領の改正により、支給対象とならなかった世帯に対し、エアコンを設置する緊急事業は考えておりませんが、社会福祉協議会の生活福祉資金が利用できることをあらためて周知し、エアコンの設置を支援してまいります。

（３）酷暑から命を守る緊急対策の実施について

区では、熱中症予防のために、区ホームページや広報みなと、緊急情報メール、防災行政無線、リーフレットなどさまざまな手段により、注意喚起を行っております。

また、高齢者、障害者、就学前の子どもがいる世帯への窓口対応や家庭訪問の際には、エアコン設置のほか、修理や買い替えなどの相談について、情報提供など丁寧に対応しております。

荒川区で実施したエアコン設置助成事業の取組につきましては、その実態や効果等について情報収集をしてまいります。

（４）生活福祉資金の申請援助について

区は、エアコンのない生活保護世帯に対し、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の活用ができることをご案内しております。

引き続き、生活福祉資金の申請の際には、必要な書類作成等を支援するとともに、速やかに対応するよう、社会福祉協議会に依頼してまいります。

（５）区の法外援護として、電気代相当額を支援することについて

電気代相当額を法外援護として給付した場合、給付額と同額が生活保護費から減額されるために、区が給付することは困難です。

区は、夏季加算の新設について、東京都を通じ、引き続き国に要望してまいります。

（６）　学校体育館へのエアコン設置について

現在、エアコンが未設置の学校は、小学校で６校、中学校で１校です。

これらの学校体育館につきましては、来年度から平成３４年度までに、大規模改修及び改築に合わせ設置していく計画となっておりますが、この夏の猛暑を考慮し、熱中症を予防するという観点で、今年の２学期から未設置の学校につきましては、冷風機や大型扇風機を配備しております。

併せて、エアコンの設置につきましても計画の前倒しを視野に検討してまいります。

**６．国民健康保険料についてです。**

　２０１８年４月から国民健康保険は市区町村の運営から市区町村と都道府県が共同で運営する制度に変わりました。都道府県が国保料の算定方式や医療給付費の水準について指導を行い、運営に必要な費用は市区町村が納付金として納めることになります。保険料についても「標準保険料率」が提示され、区が保険料の徴収を行います。

　今回の制度改正のねらいは公的医療費を抑制するための仕組みづくりです。各自治体が独自の減免などを行うために一般会計から国保会計への繰り入れをできにくくし、医療給付費が上がれば保険料にダイレクトに跳ね返る仕組みを今以上に強めることにあります。

今年度は、急激な保険料の上昇を押さえるための激変緩和措置が執られましたが、それでも昨年と比べ平均で9，335円の値上げになりました。

現行の国保制度がスタートした１９６０年代は加入世帯の７割は「農林水産業」と「自営業」でしたが、今では年金生活者や非正規労働者などが７割をしめるようになっています。

１９６０年代は加入世帯の平均所得は２７０万円。現在は138万８千円にまで落ち込んでいます。国保料の高騰を招いたのは加入世帯の貧困化と高齢化、国庫負担金の削減が原因です。とりわけ子育て世代にとって子どもが多くなればなるほど保険料が高くなっています。

高齢者やワーキングプア、病気で働けない人たち、子育て世代が安心して医療が受けられるようにするのは地方自治体の大事な仕事です。

1. 国民健康保険料の均等割を1万円引き下げること
2. 子育て世帯の国保料を高騰させている要因である「均等割を見直す」よう東京都に申し入れること。

３）港区として第２子からの均等割を免除すること。

答弁を求めます。

【答弁】

（１）保険料の均等割額を引き下げることについて

区は、同じ所得・世帯構成であれば、同一の保険料となる特別区の共通基準に基づき、保険料を算定しております。本年４月からの制度改正に当たっては、国や東京都からの財政支援に加え、区でも保険料の上昇を抑えるための激変緩和措置を講じております。

また、所得金額が一定の基準を下回る世帯や職を失った方などに対する減額・軽減措置を講じるとともに、丁寧な納付相談を引き続き行ってまいります。

（２）子育て世帯の均等割の見直しを東京都へ申し入れることについて

均等割は、被保険者一人ひとりに一定額を負担していただくため、多子世帯では、負担が大きくなります。

そのため、特別区長会では、本年７月、国民健康保険の財政運営主体である東京都に対し、子どもに係る均等割の保険料軽減等について、要望しております。

（３）第２子からの均等割を免除することについて

保険料の減額・免除につきましては、特別区の共通基準に基づき実施しております。

多子世帯に対する保険料軽減措置につきましては、特別区長会等を通じ、東京都及び国に対し、要望してまいります。

**７．待機児童をゼロにするため、園庭のある区立認可保育園の建設についてです。**

今年４月の保育園の入園を申し込んだが入れなかった子どもは、１、０５２人にもなります。待機児童をゼロにする課題は待ったなしです。区議団で取り組んだ「区民アンケート」の「必要と思われる子育て支援策は」の問いに「保育園の増設」（２４３）がトップです。

今の港区の待機児童対策は、株式会社を含む企業が経営する認可保育園の誘致が中心です。その結果、園庭がない、または基準に満たない施設が７４％にもなっています。株式会社が運営する保育園は６３％という異常さです。

港区は乳幼児の成長に責任を持つ必要があります。そのためには、成長にとってふさわしい施設、できるだけ広い園庭、区の職員である保育士が保育をする区直営の保育園を建設すべきです。若者の雇用の拡大にもつながります。

芝消防署跡地など、国有地や都有地、民間の空き地を借りる、または購入して、待機児童ゼロをめざすべきです。

答弁を求めます。

【答弁】

1. 園庭のある区直営の保育園の設置について

区は、保育環境の充実を図るため、プール遊びや外遊びができる認可基準を満たした園庭のある港区立元麻布保育園の整備を進めております。

また、現在、区が直接運営している保育園については、引き続き区の直営としますが、新たに区立保育園を整備する際には、休日保育や夜間保育など、多様な保育需要に対応するため、指定管理者制度を導入いたします。

今後も、保育環境の充実や区立保育園の適切な運営に努めてまいります。

(2)　国公有地等の購入や賃借による保育園の整備について

区は、国や東京都に積極的に働きかけ、平成２８年４月に元麻布二丁目国有地を取得するとともに、現在、都有地４か所を借り受けるなど、認可保育園の整備のための用地の確保に努めてまいりました。

また、区では、土地・建物の所有者と保育運営事業者をつなぐマッチング事業にも積極的に取り組んでおります。

引き続き、認可保育園整備に適した用地の取得や借受けに向け、国や東京都、民間の土地所有者に対して積極的に働きかけてまいります。

**８．保育園の保育士の配置についてです。**

保育士の配置については、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」で定められています。

第１６条では、「乳児おおむね３人につき１人以上、など年齢ごとに保育士の人数」が定められています。

この配置は休暇や休憩、夏休み等々は全く加味されていません。

乳幼児の成長に大きな影響を与える保育士が、休暇も満足に取らずに残業で疲れていては困ります。

文化・教養、資質を養う時間、自由な時間があってこそ子どもたちにゆとりをもって接することができると思います。

保育士の配置基準を抜本的に拡充するよう、関係機関に働きかけるべきです。

港区として、今まで以上に保育士の配置を増やすべきです。

答弁を求めます。

【答弁】

（１）保育士の配置基準見直しの働きかけについて

　認可保育園における保育士の配置につきましては、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するためのものとして、国や東京都が、その基準を定めております。

　区内の公私立の認可保育園では、国や東京都が定める基準に従い、保育士を適切に配置しております。

　このため、区は、国や東京都への抜本的な改善を要請することは考えておりませんが、引き続き、保育士が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

（２）保育士の配置増員について

　国や東京都の基準は、１歳児クラスにおける保育士の配置を、児童６人に対して１人としております。

　区では、１歳児クラスにおいて、この基準を上回り、児童５人に対して１人の保育士を配置しているほか、１１時間開所や延長保育の実施の際に保育士を増員しております。

　さらに、私立認可保育園に対しては、保育士等が出産や傷病などによる長期休暇や夏季休暇を取得する際の、代替職員の確保に要する経費を、区独自に補助しております。

　区といたしましては、現行の保育士の配置は適切なものと考えております。

**９．特別養護老人ホームの建設についてです**

　私たちが行った「区民アンケート」で、「区政で最も力を入れてほしいことは」の問いに、「介護や高齢者福祉の充実」を求める声が3位でした。

港区が2017年に行った保健福祉基礎調査でも施設整備に対する意見で「特別養護老人ホームなどの施設整備が一番重要」、「現在一人暮らし、港区で最後まで過ごしたいと思うのでもっと特養ホームを増やしてほしい。」「姑を7年、現在は義父を5年前から介護している大変疲れてきました。一日でも早く介護施設に入所を希望します。」など切実な声が寄せられています。

要介護１～５と認定された方のうち2016年（平成28年）4月から9月の特別養護老人ホーム入所者名簿に登載された方（入所された方を除く）を対象に行った基礎調査で回答が一番多かったものは、特養に申し込んだ時期は2年以上前が４６．３％、特養ホーム以外は利用したくないが４５％、その理由で一番多いのは特養ホームより料金が高いからが５０％。特養ホームから入所の連絡を受けたことがないが７０％。となっています。

この調査からも介護が必要になって、特養ホームを希望しても、特養に入れない状況が明らかです。特養に入れず有料の老人ホームに入所している方は、高い利用料に、これ以上特養に入れないと利用料を払いきれないと深刻です。

病院からは退院を言われ、老健施設に入所している方は、入所期間は3か月といわれている。その間に特養に入所できなければ行くところがない、どうすればいいのだろうと日々心配しています。

7月末の申込者は３７０人と多くの方が希望しています。

住み慣れた港区で安心して住み続けられるためにも南麻布4丁目の特養ホームに続く建設計画を作るべきです。答弁を求めます。

【答弁】

区は、これまで特別養護老人ホーム８施設、７２９床を計画的に整備し、現在、要介護４、５で施設介護が必要な方については、概ね１年以内に入所しております。

平成３２年３月に、１００床の特別養護老人ホームを南麻布四丁目に開設することで、介護を必要とする方の入所待ち期間を大幅に改善することが見込まれます。

特別養護老人ホームの整備につきましては、今後も高齢者人口及び要介護認定数の推移や、特別養護老人ホーム入所申込者数などを踏まえ、必要性も含め検討してまいります。

**１０．区内の観光名所をめぐる「ちぃばす」ルートと水辺や各放送局をめぐるルートについてです。**

この間、観光協会から区内観光名所をめぐる、ちぃばすルートの拡充と水辺や各放送局をめぐるルートへの改善を求める要望も出されています。重要な要望だと思います。

共産党議員団の「２０１８年度当初予算に対する重点要望書」で、上記要望と同一の予算要望を行いました。これに対して区は、「公共施設や住宅地等のルートで、区内観光名所に立ち寄れるルートの可能性について、検討を進める」と回答しています。

来年度当初の実施をめざし、検討・具体化を急ぐべきです。答弁を求めます。

【答弁】

港区総合交通戦略では、ちぃばすの利用促進策として、区内の観光地を巡るルートを検討することといたしました。

現在、港区観光マップなどを活用して、ちぃばすで巡る区内観光名所を区民や来街者に案内しております。

今後、移動手段としての利便性や採算性等も勘案しながら、区内観光名所への乗り入れの可能性を検討してまいります。

**１１．就学援助の改善・充実についてです。**

入学準備金（新入学学用品費等）の増額や前倒し支給について、私たちは毎議会、機会あるごとに取り上げてきたことが実現しました。

７月に準要保護世帯に差額分が支給され、大変喜ばれています。

１０月には生活保護世帯の入学準備金が、小学１年生は２２，５００円上がって６３，１００円に、中学１年生は３２，１００円上がって７９，５００円になります。

４月にさかのぼって差額を支給するよう、国に要請すべきです。

　答弁を求めます。

港区として、要保護世帯に準じて、準要保護世帯の就学援助を引き上げるべきです。

　昨年から今年にかけての混乱を繰り返さないためにも、

1. 財政調整の単価引き上げの協議を早急に行うこと。

２）財調協議が整わない場合、港区独自に引き上げを行うこと。

それぞれ答弁を求めます。

【答弁】

　＊入学準備金の差額を支給することについて

今回の生活保護基準の改定は、10月１日が基準日とされており、入学準備金の性格から、本年４月の入学に要する費用については、すでに生活保護費として支給しており、区として、国に差額の支給について要請することは考えておりません。

　＊財政調整単価引上げの協議について

都区財政調整上の新入学学用品費等の単価は、東京都の教育庁が定める単価を根拠に算定されております。

引き続き、都区協議の中で適切に対応してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

　＊就学援助の新入学学用品・通学用品費を港区独自に引上げることについて

準要保護世帯の就学援助に係る都区財政調整の単価につきましては、国の「要保護児童生徒援助費補助金」が改定された翌年度に、東京都教育庁において、国の単価の変動率を設定単価に乗じて算出しております。

このことから、区独自に支給額を引上げることは考えておりませんが、特別区学務課長会、特別区教育長会において、他区との情報共有を引続き図ってまいります。

**１２．修学旅行参加費等の支給時期の改善についてです。**

入学準備金の前倒し支給は、新入学時に必要なものを事前にそろえることが

出来るようにとのことから、改善がされました。

中学３年生の修学旅行費・修学旅行支度金の支給も同じことがいえます。現在は旅行のあとの支給です。

入学準備金同様、修学旅行の準備に間に合うよう支給時期を見直すよう大至急改善を図るべきです。

答弁を求めます。

国の要保護児童・生徒に対する援助費では、クラブ活動費等、ＰＴＡ会費も支給対象になっています。ところが港区の就学援助では支給されていません。

文京区では、ＰＴＡ会費の支給、中学生の部活参加者に対しクラブ活動費等を年間１万２千円支給しています。

港区でも、国が要保護児童・生徒に支給している、ＰＴＡ会費、生徒会費を支給すべきです。クラブ活動費等については実態に見合う額に引き上げるべきです。

　答弁を求めます。

（１）修学旅行参加費の支給時期の見直しについて

修学旅行参加費につきましては、宿泊費や交通費等の修学旅行に要した実費負担額を、修学旅行参加者に実施後、学期末に支給しております。また、修学旅行に必要なものを揃えられるように、国の補助金支給項目にはない、修学旅行支度金を区独自に学期末に支給しております。

修学旅行では、各学校で実施場所が違うことや、生徒によって個々に見学場所等が異なるため、金額が一定ではありません。

さらに、生徒の参加の有無による支給の可否や、見学場所の急な変更により、支給金額が増減する可能性があります。

このように、修学旅行参加費は実費負担額を支給しており、金額を確定して事前に支給することは困難であることから、修学旅行参加費の支給時期を見直すことは考えておりません。

（２）ＰＴＡ会費の支給について

教育委員会では、現在、就学援助の支給項目は、原則、都区財政調整の積算項目に基づき設定しております。

一方、一時的に保護者の経済的負担が大きくなる修学旅行支度金や、柔道着代については、都区財政調整の積算項目にはありませんが、区独自の支給項目としております。

ＰＴＡ会費につきましては、都区財政調整の積算項目にはないため、支給は考えておりませんが、支給に至った他自治体の経緯等については、調査してまいります。

（３）クラブ活動・部活動費の引上げについて

小・中学校のクラブ活動・部活動は、学年や学級を超え、目的をもって集団で活動に取り組むことにより、よりよい人間関係を形成する上で、重要な役割を持ちます。

区では、このような児童・生徒の個性や良さを伸ばし、集団活動を実践することのできるクラブ活動・部活動への参加を促すとともに、参加に伴う保護者の負担を軽減するため、「子どもの未来応援施策」の取組として、昨年度から新たにクラブ活動・部活動費を支給項目に追加しました。

支給金額については、児童・生徒ごとにクラブ活動・部活動にかかる経費が異なるため、都区財政調整の算定単価を根拠として、小学４年から６年は年額２４０円、中学生については年額１，２３０円としていることから、引上げについては考えておりませんが、他自治体の支給状況については調査してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

**《再質問１》**

**核兵器禁止条約、「ヒバクシャ国際署名」について**

**《質問要旨》**

　現在は、平和首長会議のホームページにリンクができるようになっており、そこで「ヒバクシャ国際署名」が出てくる。しかし、そこに行きつくまでなかなか分かりにくい。先ほど区ホームページからもダウンロードできるようにするとのことでああったが、直接入っていけるようなことなのか確認したい。

《区長答弁要旨》

区のホームページを通して、入手しやすいよう工夫に努める。

**《再質問２》**

**指定管理者制度について**

**《質問要旨》**

９月５日に報告された報告書は、所管課の報告書であった。

　所管課は、この指定管理者を管理する側であり、いわば当事者であるため、調査するには限界があるのではないかと思う。

第三者機関による調査を実施するべきではないかと思うがど

うか。

また、区との協定どおりに業務が行われているか確認していくとのことであるが、全ての指定管理の協定書が適切に運用されているかを確認するのか。

《区長答弁要旨》

　指定管理者に対して事実関係のヒアリングや収入関係書類の突合等の調査を厳密に実施した。

　収入関係書類の確認については、全ての領収書1,368枚を確認、また、日計表や銀行入金状況の突合作業等をしっかりと行った。今回の調査によって、その内容が明らかにされたものと考えている。

また、今回の調査内容を区が取り入れている指定管理者制度の全庁的な運用に生かすために、本年４月に実施した指定管理者等を対象とした、「港区危機管理基本マニュアル」に関わる説明会等において、公金の適正な取扱い、また、危機管理上の報告体制について改めて指導した。

　区で指定管理を委ねている全ての事業者が適切に執行されていることを、それぞれの所管において確認することは、当然のことであると考える。

　今後も適切な指定管理者制度の運用に努める。